

## 第4 消防用設備等の設置単位

### 1 消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。

なお、「相互に接続」とは主要構造部が相互に接続されていること又は建築物が庇の重なり等で相互に接続等されて一体となったもので、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が1棟と判断したものをいう。

### 2 政令第8条の運用について

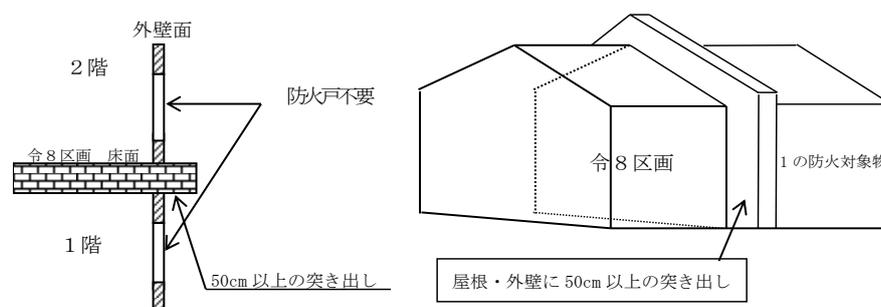
政令第8条の運用については、省令第5条の2、省令第5条の3、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号（以下「壁等基準」という。））及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（令和6年3月29日付け消防予第155号〔改正経過〕令和7年3月28日消防予第139号）によるほか、次によるものとする。

#### (1) 政令第8条第1号について

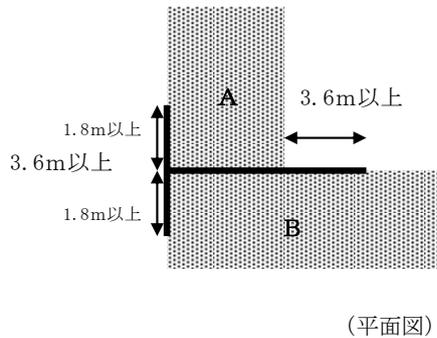
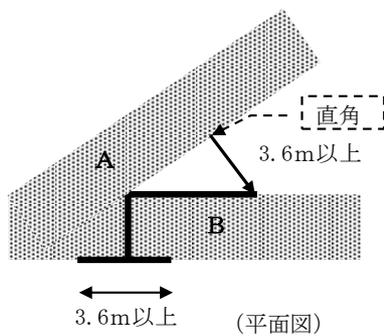
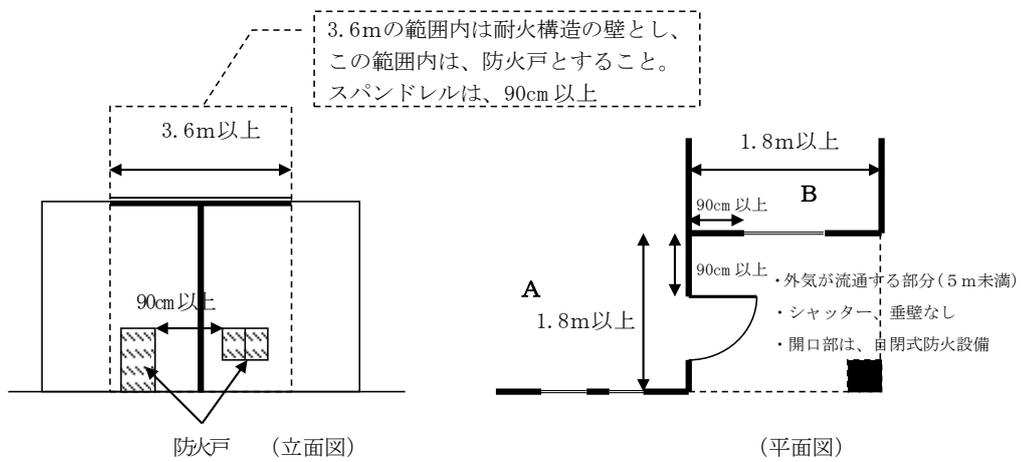
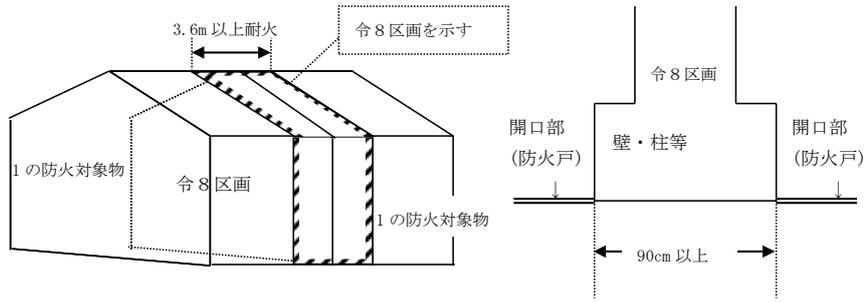
政令第8条第1号（以下「令8区画」という。）に求められる構造等の要件は、次のとおりとする。

ア 省令第5条の2第1号中「その他これらに類する堅牢で、かつ、容易に変更できない構造」とは、軽量気泡コンクリート、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォールで、容易に変更できないことが想定される場合にあっては、認めて差し支えないものであること。

イ 省令第5条の2第3号中「令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上の部分」については、令8区画を介してそれぞれ1.8メートルとなることが望ましいものであること。◆



外壁面



ウ 令8区画を貫通する配管については、省令第5条の2第4号のほか、次によること。

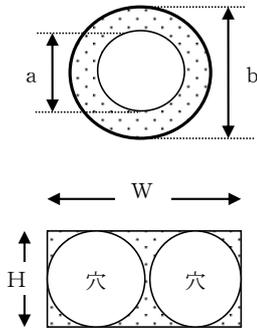
(ア) 貫通部の形状が矩形の場合には、直径が300ミリメートルの円に相当する面積(約700平方センチメートル以下)以下であること。

(イ) 省令第5条の2第4号ニにおいては、埋め戻しを完全に行うため、貫通部は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。◆

(ウ) 貫通部における配管及び貫通部の処理については、「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について(平成19年10月5日付け消防予第344号[改正

経過] 令和6年3月29日付け消防予第156号)」によるものとする。

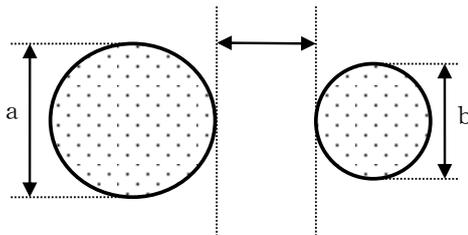
〈例図〉 令8区画を貫通する配管等  
令8区画に設ける穴と配管



a : 配管直径  $\leq 200$  mm  
b : 穴の直径  $\leq 300$  mm  
矩形の場合は直径 300 mmの円に相当する面積  
(矩形約 700 c m<sup>2</sup>) 以下

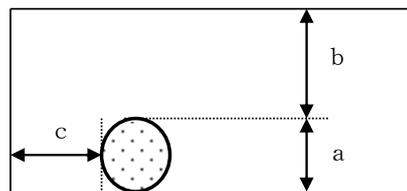
矩形面積 ( $W \times H \leq$  矩形約 700 c m<sup>2</sup>)  
(穴相互の離隔距離が下記(2)以下の場合、  
矩形面積で約 700 c m<sup>2</sup>以下に限る。)

穴相互の離隔距離



a : 穴の直径  $\leq 300$  mm  
b : 穴の直径  $\leq 300$  mm  
c : 穴の相互の離隔距離  
•  $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$   
•  $c \geq 200$  mm

令8区画の端部と穴の離隔距離



b 及び c は、a の直径 (a が 200 mm 以下の場合は 200 mm) 以上とすることが望ましい。◆

(2) 政令第8条第2号について

建築物と建築物とが渡り廊下、地下連絡通路又は洞道(以下「渡り廊下等」という。)により接続されている場合の棟の判定については、建築主事等の判断によること。

政令第8条第2号の規定により、それぞれ別の防火対象物とみなした場合の渡り廊下等の床面積については、別とみなす防火対象物の延べ面積に応じて案分し、それぞれの防火対象物と渡り廊下等が接続する階の床面積に算入すること。

渡り廊下等における消防用設備等の設置については、それぞれ別の防火対象物に適

用される全ての消防用設備等の技術基準に適合させること。

ア 渡り廊下により接続される場合の取扱いについては、次によること。

(ア) 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離を水平距離で測定するもので、具体的には次の図1から図3までの場合、Aの部分となること。

図1

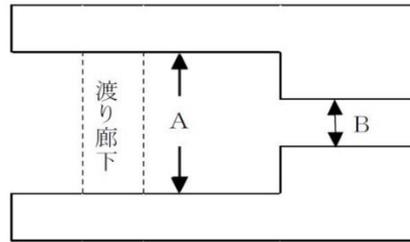


図2

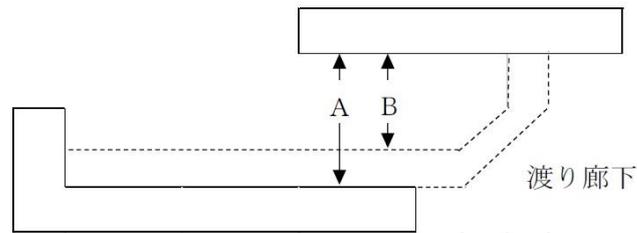
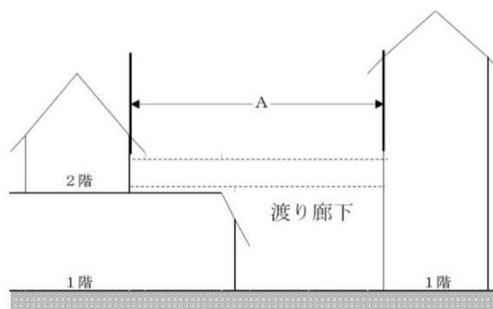
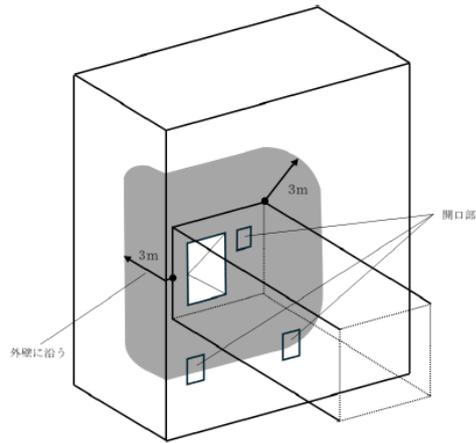


図3



(イ) 壁等基準第3第2号(1)の規定中「3メートル以内の距離にある部分」については、図4によること。

図 4

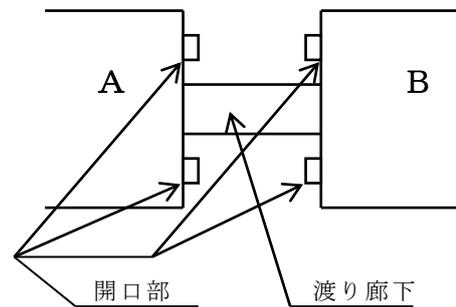


： 3メートル以内の距離にある部分（当該部分の開口部の面積の合計が4平方メートル以内であること）

- (ウ) 壁等基準第3第2号(1)ロ及び(3)ハに規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。以下「スプリンクラー設備」という。）又はドレンチャー設備については、政令第12条に定める技術上の基準の例により設置すること（壁等基準第4第2号及び第5号において同様とする。）。
- (エ) 壁等基準第3第2号(2)中「開口部の面積が4平方メートル以内」については、外壁及び屋根における開口部の面積の合計をいい、各階ごとに判定するものであること。（図5参照）

図 5

※ 面積4平方メートル以内の開口部とは、右の図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4平方メートル以内のものをいうものであること。



- (オ) 壁等基準第3第2号(3)ハ中「機械排煙設備」については、次の減圧方式又は加圧方式とすること。また、機械排煙設備の非常電源は、省令第12条の基準の例により設置すること。
  - a 減圧方式は、排煙風量が1秒間に6立方メートル以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10センチメートル以上とすること。
  - b 加圧方式は、水柱圧力が2ミリメートル以上の能力を有するものとする。

(カ) 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離が1階にあっては6メートルを超えるもの及び2階以上の階にあっては10メートルを超えるものについても、開放廊下を除き次により指導すること。◆

a 建築物の両端の接続部分には、防火設備を設けること。

b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

イ 地下連絡通路により接続される場合の取扱いについては、次によること。

なお、地下連絡通路については、天井部分の全てが開放されているもの又は当該連絡通路の天井の長さがおおむね2メートルにわたって幅員の大部分が開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除くものである。

(ア) 出入口の面積が4平方メートルを超える場合については、地下連絡通路にスプリンクラー設備が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1437号）に適合する排煙設備が設けられている場合は、政令第32条を適用し、支障ないものとして取り扱うことができる。

(イ) 壁等基準第4第2号中「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。」については、スプリンクラー設備等を設けた場合においても、地下連絡通路の長さは2メートル以上とすること。◆

(ウ) 地下連絡通路の長さが20メートル以上の場合は、従前の取扱いを考慮し、次とおりの取り扱うことで差し支えないものであること。◆

a 接続される防火対象物又は地下連絡通路が接続されている階の部分の特定主要構造部は、耐火構造であること。

b 地下連絡通路は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

c 地下連絡通路は、耐火構造とし、その壁及び天井の室内に面する部分並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。

d 防火対象物と地下連絡通路とは、当該地下連絡通路の両端の出入口部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

e 地下連絡通路の幅員は6メートル未満であること。

f 接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖機能付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられているもの。